

### 3 指名停止等一覧表

期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 契約指名停止等 措置要領	指名停止の理由
株式会社ガン水	滋賀県甲賀市水口町 新城1	自 平成26年1月8日 至 平成26年4月7日 3ヶ月	別表 第2第16号	株式会社ガン水は、平成25年9月5日付けで木曾森林管理署長と契約した「小木曾国有林保安林整備工事木曾6」の請負契約において、事業期間内での事業の完了が困難であることを理由に事業完成不能届けを提出し契約解除を申し出たため、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条1項2号により、平成25年11月28日付をもって、木曾森林管理署長より同契約の解除が行われた。 このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社三晃空調	大阪府大阪市北区西 天満3-13-20	自 平成26年3月28日 至 平成26年5月27日 2ヶ月	別表 第2第7号	株式会社三晃空調は、公正取引委員会から、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、独占禁止法の規定に違反する犯罪があったとして、同法74条第1項の規定に基づき平成26年3月4日、検事総長に告発された。 このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第7号（独占禁止法違反行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		